

## 旧坪谷中学校利活用事業 事業者公募要領等に係る質問と回答

旧坪谷中学校利活用事業事業者公募要領に基づく質問書（様式第2号）について、次のとおり回答します。

No,	質問/回答内容	
1	公募要領：2ページ	項目名：1（4）⑤耐震工事について
	・旧耐震基準について、新耐震基準にあわせた耐震工事を行う義務があるのか。	
	<b>【回答】</b> 旧耐震基準の建物については、利活用のための増改築等の工事の内容に応じて、耐震化のための工事が必要となりますので、具体的な計画がある場合には、市建築住宅課においてご確認ください。	
2	公募要領：6ページ	項目名：1（10）譲渡及び転貸について
	・賃貸を想定している場所は、体育館のみであり、校舎など他の施設を他人に貸すことが可能か。	
	<b>【回答】</b> 公募要領（6ページ）のとおり、市との貸付の条件や協議事項等を継承し、事前に書面により協議した上で、市の承諾を得た場合にのみ可とします。	
3	公募要領：5ページ	項目名：1（9）災害発生時等の協力
	・体育館を災害避難所としての運用を想定しているとのことであるが、体育館での事業は不可とのことか。	
	<b>【回答】</b> 体育館において事業を行っていただいた上で、あくまでも可能な範囲で、災害時の市の使用にご協力をいただくこととします。	
4	公募要領：9ページ	項目名：1（3）②応募書類の作成方法
	・当社は、今月設立予定の法人である。納税証明書や完納証明書がないが大丈夫か。	
	<b>【回答】</b> 代表者個人に係る提出書類を除き、新規設立等の関係で書類が準備できない場合は、提出の省略を可とします。ただし、必要に応じて、別途関係書類の提出を求め場合があります。	
5	公募要領：5ページ	項目名：1（5）⑥事業の運営・維持管理・修繕
	・使用予定の無い建物に関して、安全性の観点から修繕の必要性があった場合の費用負担は市または利活用事業者のどちらが行うのか（例えば旧耐震基準の体育館や旧校舎を使用しない場合に耐震化工事が必要なのか等）。	
	<b>【回答】</b> 使用予定が無い建物については、修繕や改修工事の必要はありませんが、利活用事業者の負担により維持管理は行っていただきます。	

No,	質 問 内 容	
6	公募要領：14ページ	項目名：7 契約満了後の再契約
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約満了後の再契約時に土地及び建物の購入を行うことは可能か。</li> </ul>	
	<p><b>【回答】</b></p> <p>当初契約期間（5年間）の満了後には、同条件による貸付契約の更新とあわせて、利活用事業の実施状況を踏まえて、土地及び建物の購入についての協議を行うことがあると想定しています。</p>	
7	公募要領：1ページ	項目名：1（3）対象施設の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現時点での水道料金はどうなっているのか。</li> </ul>	
	<p><b>【回答】</b></p> <p>口径別基本料金が4,300円（40ミリ・税抜き）で、現在は、市教育委員会が使用量に応じた水道料金を支払っていますが、貸付後については、利活用事業者においてご負担をいただきます。</p>	
8	公募要領：2ページ	項目名：1（4）対象施設に関する特記事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プールの使用は可能か。また、プールの水の入れ替え1回あたりの水道料金はどの程度か。</li> </ul>	
	<p><b>【回答】</b></p> <p>敷地内の工作物の一部として、使用を可とします。なお、近年、プールの水の入れ替え実績が無いので、坪谷小学校の1シーズンあたりの水道料金（概ね10～20万円）を参考にしてください。</p>	
9	公募要領：4ページ	項目名：2（1）貸付料の最低制限価格
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校舎の1階部分または1教室のみの使用・借り受けは可能か。</li> </ul>	
	<p><b>【回答】</b></p> <p>今回の貸付対象の建物の一部のみを使用することは可としますが、当該部分のみでの貸付契約とすることについては不可とします（公募要領4ページのとおり）。</p>	